（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十九号、第四十二号及び第四十三号」を「第四十二号、第四十五号及び第四十六号」に、「第四項」を「第五項」に改める。

（踏切道改良促進法施行令の一部改正）

第三条　踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「権限」の下に「（第四項において「市町村が代行する権限」という。）」を加え、「第四十六条第一項第二号の規定」を「第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限」に、「次項」を「第三十二号」に、「第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「国道の新設等又は国道の維持等の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「権限」の下に「（第四項において「市町村が代行する権限」という。）」を加え、「第四十六条第一項第二号」を「第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「次項」を「第三項」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「当事の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十二号

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表東京都の項中「八王子市」を「八王子市　府中市」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和三年四月一日から同年九月三〇日まで」を「令和三年一〇月一日から令和四年三月三一日まで」に、「二四六、二〇〇トン」を「二二五、五〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎